

平成23年海津市議会第1回定例会

◎議事日程（第4号）

平成23年3月17日（木曜日）午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第1号 平成23年度海津市一般会計予算
- 日程第3 議案第2号 平成23年度海津市クレール平田運営特別会計予算
- 日程第4 議案第3号 平成23年度海津市月見の里南濃運営特別会計予算
- 日程第5 議案第4号 平成23年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計
予算
- 日程第6 議案第5号 平成23年度海津市国民健康保険特別会計予算
- 日程第7 議案第6号 平成23年度海津市介護保険特別会計予算
- 日程第8 議案第7号 平成23年度海津市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第9 議案第8号 平成23年度海津市下水道事業特別会計予算
- 日程第10 議案第9号 平成23年度海津市水道事業会計予算
- 日程第11 議案第10号 平成23年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計予算
- 日程第12 議案第11号 平成23年度海津市介護老人福祉施設事業デイサービスセンター特別
会計予算
- 日程第13 議案第12号 平成23年度海津市介護老人保健施設事業特別会計予算
- 日程第14 議案第13号 平成23年度海津市駒野奥条入会財産区会計予算
- 日程第15 議案第14号 平成23年度海津市羽沢財産区会計予算
- 日程第16 議案第15号 平成22年度海津市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第17 議案第16号 平成22年度海津市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第17号 平成22年度海津市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第18号 平成22年度海津市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第19号 平成22年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計補正予算（第2
号）
- 日程第21 議案第20号 平成22年度海津市介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1
号）
- 日程第22 議案第21号 海津市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第22号 海津市行政改革推進審議会条例の制定について
- 日程第24 議案第23号 海津市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部

を改正する条例について

日程第25 議案第24号 海津市多目的集会施設・農業研修施設等条例の一部を改正する条例
について

日程第26 議案第25号 海津市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例について

日程第27 議案第26号 海津市農村環境改善センター等条例の一部を改正する条例について

日程第28 議案第27号 海津市分担金徴収条例の一部を改正する条例について

日程第29 議案第28号 海津市海津総合福祉会館条例の一部を改正する条例について

日程第30 議案第29号 海津市立学校施設使用条例の一部を改正する条例について

日程第31 議案第30号 海津市体育施設条例の一部を改正する条例について

日程第32 議案第31号 海津市駒野奥条入会財産区管理会条例の一部を改正する条例につい
て

日程第33 議案第32号 指定管理者の指定について

日程第34 議案第33号 市道路線の廃止及び認定について

日程第35 議案第34号 海津市下水道事業特別会計への繰入について

日程第36 請願第1号について

日程第37 発議第5号 海津市議会請願・陳情取扱要綱について

日程第38 派遣第1号 議員派遣について

追加日程第1 議案第35号 副市長の選任につき同意を求めることについて

◎出席議員（18名）

1番	伊 藤 秋 弘 君	2番	山 田 武 君
3番	赤 尾 俊 春 君	4番	浅 井 まゆみ 君
5番	六 鹿 正 規 君	6番	藤 田 敏 彦 君
7番	山 田 勝 君	8番	堀 田 みつ子 君
9番	川 瀬 厚 美 君	10番	森 昇 君
11番	服 部 寿 君	12番	水 谷 武 博 君
13番	飯 田 洋 君	14番	渡 辺 光 明 君
15番	星 野 勇 生 君	16番	永 田 武 秀 君
17番	西 脇 幸 雄 君	18番	松 岡 光 義 君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

市 長	松 永 清 彦 君	副 市 長	水 谷 敏 行 君
教 育 長	平 野 英 生 君	総務部長兼 市民福祉部長 選挙管理委員会 事務局長	後 藤 昌 司 君
総務部総務課長 選挙管理委員会 事務局次長	青 木 彰 君	総務部財政課長	木 村 元 康 君
企 画 部 長	福 田 政 春 君	会 計 管 理 者	伊 藤 久 義 君
産 業 経 済 部 長	大 倉 明 男 君	建 設 部 長	伊 藤 恵 二 君
水 道 環 境 部 長	高 木 武 夫 君	消 防 長	田 中 俊 澄 君
教 育 委 員 会 事務局次長	森 島 英 雄 君	監 査 委 員 会 事務局次長	館 尋 正 君
農 業 委 員 会 事務局次長	水 谷 明 寛 君		

◎本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	大 橋 茂 一	議会事務局課長 補佐兼議事係長	神 田 勝 広
議会事務局 総務係長	西 村 里 美		

◎開議宣告

○議長（松岡光義君） 定刻でございます。ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

（午前9時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（松岡光義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において15番 星野勇生君、16番 永田武秀君を指名します。

◎議案第1号 平成23年度海津市一般会計予算

○議長（松岡光義君） それでは、日程第2、議案第1号 平成23年度海津市一般会計予算を議題といたします。

さきに予算特別委員会に審査が付託してありますので、委員長から審査の結果の報告を求めます。

予算特別委員長 伊藤秋弘君。

〔予算特別委員長 伊藤秋弘君 登壇〕

○予算特別委員長（伊藤秋弘君） それでは、報告させていただきます。

海津市議会議長 松岡光義様、予算特別委員会委員長 伊藤秋弘。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告します。

議案番号、件名、結果の順に申し上げます。

議案第1号 平成23年度海津市一般会計予算、可決すべきもの。

審査の経過を申し上げます。

ただいま御報告いたしましたように、案件は、各委員から、御承知のとおり、多くの質疑、意見が出ました。その後、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定したことをあわせて御報告いたします。以上でございます。

○議長（松岡光義君） 委員長の報告が終わりました。

予算特別委員会付託案件の質疑を許可します。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松岡光義君） 質疑なしと認めます。

それでは、議案第1号 平成23年度海津市一般会計予算について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松岡光義君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

それでは、議案第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松岡光義君） ありがとうございました。起立多数です。よって、議案第1号 平成23年度海津市一般会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第2号 平成23年度海津市クレール平田運営特別会計予算から議案第34号 海津市下水道事業特別会計への繰入についてまで

○議長（松岡光義君） 続きまして、日程第3、議案第2号から日程第35、議案第34号までの33議案を一括議題といたします。

さきに各常任委員会に審査が付託してありますので、ただいまから各委員長から審査結果の報告を求めます。

初めに、総務委員長 森昇君。

〔総務委員長 森昇君 登壇〕

○総務委員長（森 昇君） 皆さん、おはようございます。それでは、報告いたします。

議長 松岡光義様、総務委員会委員長 森昇。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告をいたします。

記、議案番号、件名、結果の順で報告をいたします。

議案第13号 平成23年度海津市駒野奥条入会財産区会計予算、可決すべきもの。議案第14号 平成23年度海津市羽沢財産区会計予算、可決すべきもの。議案第15号 平成22年度海津市一般会計補正予算（第5号）のうち本委員会の所管に属する事項、可決すべきもの。議案第21号 海津市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第22号 海津市行政改革推進審議会条例の制定について、可決すべきもの。議案第23号

海津市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第24号 海津市多目的集会施設・農業研修施設等条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第25号 海津市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第26号 海津市農村環境改善センター等条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第27号 海津市分担金徴収条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第31号 海津市駒野奥条入会財産区管理条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。

審査の経過を申し上げます。

ただいま御報告いたしました11案件は、すべて全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しましたことをあわせて御報告いたします。

なお、3月2日の本会議、星野議員から、議案第31号 海津市駒野奥条入会財産区管理条例の一部を改正する条例についての質疑の中で、この条例については、過去のいきさつ、また昭和30年代の後半に旧南濃町と県との間において調整され現在に至っているとのことです。管理会としては、駒野、奥条それぞれの管理会があり、委員の半数以上の出席で会議を開くことになります。以上で報告を終わります。

○議長（松岡光義君） 続きまして、文教福祉委員長 飯田洋君。

〔文教福祉委員長 飯田洋君 登壇〕

○文教福祉委員長（飯田 洋君） 文教福祉委員会に付託されました次の案件について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

今期定例会で本委員会に付託された案件は、3月9日に委員会を開催し、慎重に審査いたしました結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第102条の規定により御報告いたします。

議案番号、件名、結果の順に御報告いたします。

議案第4号 平成23年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計予算、可決すべきもの。議案第5号 平成23年度海津市国民健康保険特別会計予算、可決すべきもの。議案第6号 平成23年度海津市介護保険特別会計予算、可決すべきもの。議案第7号 平成23年度海津市後期高齢者医療特別会計予算、可決すべきもの。議案第10号 平成23年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計予算、可決すべきもの。議案第11号 平成23年度海津市介護老人福祉施設事業デイサービスセンター特別会計予算、可決すべきもの。議案第12号 平成23年度海津市介護老人保健施設事業特別会計予算、可決すべきもの。議案第15号 平成22年度海津市一般会計補正予算（第5号）のうち本委員会の所管に属する事項、可決すべきもの。議案第16号 平成22年度海津市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、可決すべきもの。議案第19号 平成22年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計補正予算（第2号）、

可決すべきもの。議案第20号 平成22年度海津市介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）、可決すべきもの。議案第28号 海津市海津総合福祉会館条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第29号 海津市立学校施設使用条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第30号 海津市体育施設条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。

以上、ただいま御報告いたしました14案件は、すべて全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。また、審査の過程において、特に特筆する質疑等はありませんでした。以上、御報告といたします。

○議長（松岡光義君） 続きまして、産業建設委員長 永田武秀君。

〔産業建設委員長 永田武秀君 登壇〕

○産業建設委員長（永田武秀君） おはようございます。

去る3月10日に産業建設委員会が開かれまして、その内容について御報告を申し上げます。

海津市議会議長 松岡光義様、産業建設委員会委員長 永田武秀。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告します。

議案番号、件名、結果の順で御報告申し上げます。

議案第2号 平成23年度海津市クレール平田運営特別会計予算、可決すべきもの。議案第3号 平成23年度海津市月見の里南濃運営特別会計予算、可決すべきもの。議案第8号 平成23年度海津市下水道事業特別会計予算、可決すべきもの。議案第9号 平成23年度海津市水道事業会計予算、可決すべきもの。議案第15号 平成22年度海津市一般会計補正予算（第5号）のうち本委員会の所管に属する事項、可決すべきもの。議案第17号 平成22年度海津市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、可決すべきもの。議案第18号 平成22年度海津市水道事業会計補正予算（第1号）、可決すべきもの。議案第32号 指定管理者の指定について、可決すべきもの。議案第33号 市道路線の廃止及び認定について、可決すべきもの。議案第34号 海津市下水道事業特別会計への繰入について、可決すべきもの。

以上、審査の経過を申し上げます。

ただいま御報告いたしました10案件は、すべて全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しましたことをあわせて御報告いたします。以上でございます。

○議長（松岡光義君） 各委員長の報告が終わりました。

それでは、各委員長の報告に対する質疑を行います。

初めに、総務委員会付託案件の質疑を許可します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松岡光義君） 星野勇生君。

○15番（星野勇生君） 結果については、全会一致という御報告がありました。しかし、審査の過程で4議案について委員長の御答弁をいただきたいと思います。

まず、最初に議案第24号、これについては、当初、市長の提案理由の説明で、集会施設とは利用形態が異なるため改正するとの御報告をいただいておりますが、このことについて、集会施設と利用形態が異なるためにというその内容について、どんな審査をされたのか、まずお尋ねをしたいと思います。

次に、議案第25号、勤労青少年ホーム条例の一部改正ですが、この内容の中に先ほど申し上げた多目的集会施設とのかかわりが判明いたしました。それで、この施設は海津市の文化施設という位置づけになっております。したがって、こういった場合の審査のあり方について、どんな御意見があったのか、26号とのかかわりで御報告をいただきたいと思います。

次に、先ほど31号について当初の質疑の内容を含めて御報告をいただきましたが、管理会の責任として、こういった条例改正にどんな意見があったかをお聞きになったかどうか。本来、管理会でこの条例が了解を得ていないものを議会が了解することは、いささか越権行為になるのではないかなというような思いがありますが、その辺について御報告をいただきたいと思います。

○議長（松岡光義君） 森昇君。

○総務委員長（森 昇君） ただいま星野議員の議案第24号の多目的集会場の施設の件でございますが、その件については質疑はありませんでした。ただ、土地改良事業に基づいて番地の変更があったということだけでございます。

それから25号につきましては、3議案とも関連があるわけでございますが、旧来の勤労青少年ホーム条例の中から今度農村環境改善センター条例のほうへ移行をするという形の報告があった中で、委員の中からは何も質問はありませんでした。

それから議案第31号でございますが、質疑がございまして、多分この中で第8条が問題になってくるのではないかなというふうに思っておるんですが、この条例の一番の問題点は何かという、やっぱり財産区は幾つあるんだ、管理会は幾つあるんだと、はっきりわからないところが問題点ではないのかなというふうに思っておりまして、基本的には、ほかの自治体みたいにすっきり海津市財産区に次の管理会を置くというふうならいいんですが、例えば駒野財産区管理会、奥条財産区管理会、羽沢財産区管理会という形の条例が一番いいと思うんですが、実際には駒野と奥条財産区にはそれぞれの入会になっているために線引きができないということになってくるというふうに思うんですが、委員長報告の中でもお話をしましたように、今までの歴史とか実態から難しいということが言えるということですので、こういう形で落ちついたというのが実情であるという執行部の報告がございまして、財産区はあ

くまでも2つあるという答えでございました。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松岡光義君） 星野勇生君。

○15番（星野勇生君） ありがとうございます。24号については、過去のいきさつ等を踏まえてあると思いますが、今度、今後の利用方法についてどんな審議をされたのか、実は疑問に思っております。せんだって集会施設を見てまいりましたが、その中で土曜子育てサロンというのが展開されておるようであります。これが集会施設から外れてしまうと、こういった使い方が非常に微妙になるのではなかろうかな。そういった意見がなかったのは非常に残念であります。

あわせて、この受け付け体制というのは、お問い合わせは生涯学習課にお願いしますということでございます。いわゆる今までの使用体系が変わるということは、これが当然重要視される問題でなかろうかなと思います。それで、次の25号は、先ほど申し上げたように文化施設としての海津市の位置づけであります。海津市の会議規則によりますと、連合審査会という位置づけがありますが、ここには具体的には書かれておりませんが、連合審査をする基本として、その委員会に所属するか否か非常に判明の難しいものについては開くことができると定めております。したがって、文教福祉委員会の意見を聞くことが必要ではなかったか。そういったことについて何ら協議もされずに総務で行われたということではよろしゅうございますか。

○議長（松岡光義君） 森昇君。

○総務委員長（森 昇君） 確かに星野議員の言われることもあると思うんですが、それ以上、委員会の中では突っ込んだ意見が出ておりませんでしたので、そういうことも含めて、また今後の課題にはなるんじゃないかなというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松岡光義君） 星野勇生君。

○15番（星野勇生君） 議会としての権能、そういったものについて、そういったことが審査されていないというのは非常に残念です。確かに農事研修センター、勤労青少年ホーム、そういった中での取り扱いに今後なっていくんです。議長には、今後こういったものについて慎重に方向性を定められて運営されることをお願いしておきます。ありがとうございました。

○議長（松岡光義君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松岡光義君） これで質疑を終わります。

続きまして、文教福祉委員会付託案件の質疑を許可します。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松岡光義君） 質疑なしと認めます。

続きまして、産業建設委員会付託案件の質疑を許可します。

〔発言する者なし〕

○議長（松岡光義君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

議案第２号から議案第34号までの討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松岡光義君） 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮りします。議案第２号から議案第34号までの33議案につきまして一括採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松岡光義君） 異議なしと認めます。よって、議案第２号から議案第34号までの33議案につきまして一括採決いたします。

議案第２号から議案第34号までの33議案について、各委員長より報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松岡光義君） 異議なしと認めます。よって、議案第２号 平成23年度海津市クレール平田運営特別会計予算、議案第３号 平成23年度海津市月見の里南濃運営特別会計予算、議案第４号 平成23年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計予算、議案第５号 平成23年度海津市国民健康保険特別会計予算、議案第６号 平成23年度海津市介護保険特別会計予算、議案第７号 平成23年度海津市後期高齢者医療特別会計予算、議案第８号 平成23年度海津市下水道事業特別会計予算、議案第９号 平成23年度海津市水道事業会計予算、議案第10号 平成23年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計予算、議案第11号 平成23年度海津市介護老人福祉施設事業デイサービスセンター特別会計予算、議案第12号 平成23年度海津市介護老人保健施設事業特別会計予算、議案第13号 平成23年度海津市駒野奥条入会財産区会計予算、議案第14号 平成23年度海津市羽沢財産区会計予算、議案第15号 平成22年度海津市一般会計補正予算（第５号）、議案第16号 平成22年度海津市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）、議案第17号 平成22年度海津市下水道事業特別会計補正予算（第１号）、議案第18号 平成22年度海津市水道事業会計補正予算（第１号）、議案第19号 平成22年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計補正予算（第２号）、議案第20号 平成22年度海津市介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第１号）、議案第21号 海津市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、議案第22号 海津市行政改革推

進審議会条例の制定について、議案第23号 海津市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第24号 海津市多目的集会施設・農業研修施設等条例の一部を改正する条例について、議案第25号 海津市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例について、議案第26号 海津市農村環境改善センター等条例の一部を改正する条例について、議案第27号 海津市分担金徴収条例の一部を改正する条例について、議案第28号 海津市海津総合福祉会館条例の一部を改正する条例について、議案第29号 海津市立学校施設使用条例の一部を改正する条例について、議案第30号 海津市体育施設条例の一部を改正する条例について、議案第31号 海津市駒野奥条入会財産区管理会条例の一部を改正する条例について、議案第32号 指定管理者の指定について、議案第33号 市道路線の廃止及び認定について、議案第34号 海津市下水道事業特別会計への繰入について、以上33議案につきましては、原案のとおり可決しました。

◎請願第1号について

○議長（松岡光義君） 続きまして、日程第36、請願第1号についてを議題といたします。

さきに文教福祉委員会に審査が付託してありますので、委員長から審査の結果の報告を求めます。

飯田洋君。

〔文教福祉委員長 飯田洋君 登壇〕

○文教福祉委員長（飯田 洋君） 請願第1号の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託の請願を審査の結果、下記のとおり決定したから、会議規則第134条第1項の規定により報告いたします。

受理番号、請願第1号。受理年月日、平成23年2月23日。件名、保育制度改革に関する意見書提出を求める請願。請願者の住所は、岐阜市徹明通7-13 岐阜県教育会館309。請願者氏名、日本自治体労働組合総連合 岐阜県事務所 代表代行 伊藤紀雄。紹介議員、堀田みつ子議員です。

委員会の意見。今回、議会に提出された請願について、議会でその審査を本委員会に付託され、慎重に審査をした結果、継続して審査する必要があるとの結論に達した。

審査結果。継続審査とすべきもの。

以上、請願についての審査の経過について御報告申し上げます。

本請願の紹介議員であります堀田みつ子議員の出席を求め、同議員から、請願の趣旨、理由について、また参考資料を提示して詳細説明を受けました。また、所管の菱田こども課課長の同席も求めました。

子ども子育て新システムの基本制度案要綱は、インターネットでも入手でき、議論されていることがうかがえます。しかし、正式に法案が提出されていない現状においては、十分に議論されていないのではないかと。現時点で意見書が提出されなければならない理由はあるのか。また、果たしてこれが国に届くのか。新システムが本市の子供にどのような影響をもたらすのか。待機児童の解消についての内容もあるが、本市の待機児童は現在ゼロであります。子ども手当の内容もありますが、現政府の内容も流動的であります。さらに、まだこの新システムがよくわからない。

以上の疑問点の指摘もあり、さらに審査が必要であるとして、結果、委員全員の意見として継続審査と決定いたしました。以上、申し上げます、委員長報告といたします。

○議長（松岡光義君） 委員長の報告が終わりましたので、質疑を許可します。

〔8番議員挙手〕

○議長（松岡光義君） 堀田みつ子君。

○8番（堀田みつ子君） すみません、請願の紹介議員として、とりあえず継続して審査をしていただけるということについては、いたし方ないかなと思うんですけども、今後どのように審査をしていかれるのか。審査の終了のめどみたいなものとか、それから、その折にはぜひとも傍聴させていただきたいということも含めまして、どのように委員長は考えてみえるのか、お尋ねします。

○議長（松岡光義君） 飯田洋君。

○文教福祉委員長（飯田 洋君） 昨日、法案につきまして、こども課を通じまして県に問い合わせましたところ、特に情報はないということで、直接厚生労働省少子化対策室へ問い合わせましたところ、現在では法案は提出されていない。今第177通常国会は6月22日までの会期であります、それまでには提出を予定しておるが、今回の東日本大震災で状況が変わるかもしれないとの回答でございました。

いずれにしても、法案が提出された場合には、県を通じ、いろいろ資料も入手できると思いますので、そういった資料の入手後、早期に委員会を開催いたしたいと思っております。また、他市の動向の情報収集も課長に依頼をしております。以上でございます。

○議長（松岡光義君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松岡光義君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松岡光義君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これから請願第1号 保育制度改革に関する意見書提出を求める請願を採決します。

この請願に対する委員長の報告は継続審査です。会議規則第103条の規定により、お手元に配付しましたとおり、委員長から閉会中の継続審査の申し出が出ております。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査にすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松岡光義君） 異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎発議第5号 海津市議会請願・陳情取扱要綱について

○議長（松岡光義君） 続きまして、日程第37、発議第5号 海津市議会請願・陳情取扱要綱について議題といたします。

さきに議会運営委員会に審査が付託してありますので、委員長から審査結果の報告を求めます。

議会運営委員長 渡辺光明君。

〔議会運営委員長 渡辺光明君 登壇〕

○議会運営委員長（渡辺光明君） 海津市議会議長 松岡光義様、議会運営委員会委員長 渡辺光明。

委員会審査報告書。

本委員会に付託されました案件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告します。

議案番号、発議第5号。件名、海津市議会請願・陳情取扱要綱。結果、修正すべきもの。審査の経過を申し上げます。

ただいま報告いたしました案件は、6回の審査を行う中で、修正が必要との判断により、修正案を取りまとめ、全会一致で決定したことをあわせて御報告いたします。

なお、要点については、きょう別紙にて皆さんの手元へ配付してありますので、お目通しをいただきたいと思います。なお、先般ですが、海津市議会請願・陳情取扱要綱の原案と議会運営委員会の修正案の左右対照表を事前に皆さんのお手元へ資料として配付してありますので、それもあわせてお目通しをいただいて、ぜひ採択されるようお願いを申し上げまして、報告にかえさせていただきます。以上。

○議長（松岡光義君） 委員長の報告が終わりましたので、質疑を許可します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松岡光義君） 星野勇生君。

○15番（星野勇生君） 私は、提案させていただいた者として、修正すべきものという委員会の判断に何ら申し上げるつもりはありませんが、この修正案は委員会修正案として取り扱われるのか、もしくは単なる修正案で、この議場で議長、判断されるのか、どうでしょうか。私が出したものがまず一義です。これは委員会が決定した修正案です。本来であるならば、委員会修正案として提出されるのが道筋ではないかなというふうに私は考えて、事務局長、このことについては委員長では答えられない範疇でありますので、その辺の手法について、これで正しいのかどうか御判断いただいて、お知らせください。

○議長（松岡光義君） 大橋事務局長。

○議会事務局長（大橋茂一君） ただいま星野議員さんからの御質問でございますけれども、委員会の修正ということで、全会一致で可決いただきまして、本日お手元のほうに修正案ということで、修正するという出でおりますので、よろしくお願いします。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松岡光義君） 星野勇生君。

○15番（星野勇生君） これは単なる参考資料にすぎない。いわゆるだれがどういうふうな形で提案してくるのか。委員長名も入ってません。議会運営委員会も入ってません。こういったものについて賛否を問われるわけですか。いかがでしょうか。

〔「議長、休憩を求めます」と呼ぶ者あり〕

○議長（松岡光義君） それでは、5分間休憩します。

（午前9時40分）

○議長（松岡光義君） 休憩を解き、会議を開きます。

（午前9時50分）

○議長（松岡光義君） 大橋事務局長。

○議会事務局長（大橋茂一君） ただいまの星野議員の御質疑でございますけれども、お手元のほうに議会運営委員会委員長から議長あての審査報告書ということで出しておるわけでございまして、その中で見てみますと、結果的には修正すべきものということで、委員会としては修正すべきものという決議をいただきまして、それに基づきまして、委員会の修正案ということで別添に発議第5号 海津市議会請願・陳情取扱要綱に対する修正案ということで、次のとおり修正するという出でしていただいておりますのでございまして、これに基づきまして、まず委員会の修正されたものにつきまして採決しまして、その後、この委員会の修正以外のところについて、原案について採決するというものでございますので、よろしく

お願いします。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松岡光義君） 星野勇生君。

○15番（星野勇生君） 内容についてはわかります。けど、手順が、手続が違うんじゃないかなと申し上げるのは、この会議規則の102条というのは、書いてのとおりです。「事件の審査または調査が終わったとき、報告書をつくり、委員長から議長に提出されなければならない」と書いてあるんですね。102条というのは、審査の結果を報告する義務なんです。私はそう判断するんです。

次、委員会の修正案というのは、新しく委員長名でもって修正案を提出するのが手続上の話じゃないかな。それを申し上げておるだけです。内容がとやかく、修正されたものについては、今後、私は提案者ですので、逐一聞かなきゃなりません、修正する、しないというのは、ここで判断をもらうんですよ。そっちが先じゃないかな。一連にいつちゃったら、どこで区切るんですか。

これで私がどういう質問をするといいのか、この手続について聞いておるわけです。いかがですか。

○議長（松岡光義君） 事務局長 大橋茂一君。

○議会事務局長（大橋茂一君） ただいま星野議員さんの質疑でございますけれども、手続的には、委員会の審査の結果を議長に報告いただきまして、それに基づきまして進めていくということで御理解いただきたいと思います。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松岡光義君） 星野勇生君。

○15番（星野勇生君） 私が出した発議第5号を議会運営委員会に審査が付託されて、その内容について審査をした結果、102条をもって修正すべきものという結果を出したんですね。議長に報告されたんです。それで、ここで修正すべきものが可決されてしまうということは、これは大丈夫です。しかし、次の手段として、私が申し上げているのは、こういった内容について今後修正案を出して、それに基づいて議事を進行していくかというところを聞いておるんですよ。

議長、このまま進めるなら進めていただいて結構ですけど、非常に疑問です。

〔「ちょっと休憩を挟んでください」と呼ぶ者あり〕

○議長（松岡光義君） しばらく休憩します。

（午前9時55分）

○議長（松岡光義君） それでは、休憩を解き、会議に入ります。

○議長（松岡光義君） 大橋事務局長から説明をお願いします。

○議会事務局長（大橋茂一君） 星野議員さんの御質疑でございますが、大変申しわけございませんでした。会議規則の14条の2項にございます委員会が議案を提出しようとするときにつきましては、案を備えて、理由をつけ、委員長が議長に提出しなければならないということで、お手元のほうに配付させていただきましたことにつきまして、これでもって議案の提出ということをお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（松岡光義君） そのほかございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松岡光義君） 質疑なしと認めます。

討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松岡光義君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第5号 海津市議会請願・陳情取扱要綱に対する議会運営委員長の報告は修正であります。

初めに、委員会の修正案について、起立によって採決いたします。

委員会の修正案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松岡光義君） ありがとうございます。17人中16人、賛成多数でございます。よって、委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、起立により採決します。

修正議決した部分を除く部分について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松岡光義君） ありがとうございます。起立多数です。よって、修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり可決されました。

◎派遣第1号 議員派遣について

○議長（松岡光義君） 続きまして、日程第38、派遣第1号 議員派遣についてを議題とします。

本案を議会事務局長に朗読させます。

議会事務局長 大橋茂一君。

○議会事務局長（大橋茂一君） それでは、お手元のほうに配付させていただいております議員派遣についてごらんいただきたいと思います。

裏側に、議員派遣一覧表ということで、目的、場所、期間、議員ということでございますが、目的につきましては、平成23年度薩摩義士頌徳慰霊祭、姉妹都市交流のため。場所につきましては、鹿児島県鹿児島市、霧島市、期間につきましては、平成23年5月24日から25日、2日間。議員につきましては、5番 六鹿正規議員、6番 藤田敏彦議員、7番 山田勝議員、16番 永田武秀議員、17番 西脇幸雄議員の5名でございます。以上でございます。

○議長（松岡光義君） ただいま議会事務局長が朗読しました派遣第1号の議員派遣についてお諮りします。本案について、議員派遣一覧表のとおり議員を派遣することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松岡光義君） 異議なしと認めます。よって、派遣第1号 議員派遣については、原案のとおり議員を派遣することに決定しました。

ここで、しばらく休憩をします。

（午前10時18分）

○議長（松岡光義君） それでは、休憩前に続き会議を開きます。

（午前10時30分）

○議長（松岡光義君） お諮りします。ただいま市長から議案第35号 副市長の選任につき同意を求めることについてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松岡光義君） 異議なしと認めます。よって、議案第35号を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることと決定しました。

◎議案第35号 副市長の選任につき同意を求めることについて

○議長（松岡光義君） 追加日程第1、議案第35号 副市長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

この件は、総務部長兼市民福祉部長 後藤昌司君に関係がありますので、退席をお願いしたいと思います。

〔総務部長兼市民福祉部長 後藤昌司君 退場〕

○議長（松岡光義君） 市長より提案説明を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） ただいま追加上程されました議案第35号の副市長の選任につき同意をもとめることにつきましては、水谷敏行副市長が平成23年3月31日をもって退任するため、後任に後藤昌司総務部長を副市長に選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものであります。何とぞよろしく御審議いただきまして、適切な御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（松岡光義君） 提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許可します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松岡光義君） 六鹿正規君。

○5番（六鹿正規君） この人事案件、私は後藤昌司氏には何ら異論はございません。しかし、やはり総務部長としての後藤昌司氏は大変すばらしい面があると思います。私としては、総務部長のままでおっていて、しばらく空席をお願いしたいというふうにも思います。

それと、私と大きな意見の隔たりがございます。合併特例債の件、庁舎に関して合併特例債を遠慮なく使ってやればよいという考えをお持ちの方では、私はちょっと今の段階では納得がいきません。しばらく時間を置いて、その後にお互い海津市がどうあるべきかということとを議論して、冷却期間を置いてから、できればお願いしたいなと思います。そのおつもりはございませんか。

○議長（松岡光義君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 選任するに当たっては、いろんなことを考えて、きょうの提案をさせていただいたわけでございますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（松岡光義君） そのほかございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松岡光義君） 六鹿正規君。

○5番（六鹿正規君） 私としては、新聞報道を見てから、きょう市長からのいきなりの提案でございます。もう少し時間を置くつもりはございませんか。

○議長（松岡光義君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 時間を置くということの意味が、しばらくたってから副市長に選任しろということなんですか。

先ほど申し上げましたように、さまざまなことを思慮いたしまして、きょう御提案をさせていただいておりますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（松岡光義君） そのほかございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松岡光義君） 質疑がないものと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松岡光義君） 討論ないものと認め、討論を終わります。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（松岡光義君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松岡光義君） ありがとうございました。17人中16人、起立多数でございます。よって、原案のとおり可決しました。

後藤昌司君は入場していただきます。

〔総務部長兼市民福祉部長 後藤昌司君 入場〕

○議長（松岡光義君） ここで、副市長の発言を許可します。

〔副市長 水谷敏行君 登壇〕

○副市長（水谷敏行君） 議長より退任のあいさつの機会を与えていただきまして、まことにありがとうございます。

この3月末をもちまして5年3カ月にわたり海津市の助役、副市長としてお世話になりました。大変ありがとうございます。この間、市民の皆様を初め議会議員の皆様、市長以下職員の皆様には、大変温かく受け入れていただきまして、本当にありがとうございました。

それまで私はほとんど市町村行政にかかわる機会がございませんでした。年度途中の異動命令ということもございまして、まさに青天のへきれきということで、当初は大変不安でストレスも多ございました。しかしながら、5年3カ月という岐阜県におきましても前例のない長きにわたって、こうして海津市の助役、副市長という大役を何とか務めることができましたのも、ひとえに議会議員の皆様の温かい御指示と、時には厳しく、また優しい叱咤激励のおかげであると大変感謝しております。

4月からは県に復帰するわけですが、まだ内示をいただいておりますので、どちらのポジションになるかは承知しておりませんが、年度にしまして6年間離れております。岐阜県の状況も6年前とはかなり異なっております。県に戻るという気持ちではなくて、海津市のこの5年3カ月の間に私自身が生まれ変わらせていただいたという気持ちで、新たな職場で新たな仕事に挑戦するという気持ちで今後は努めてまいりたいというふうに考えてお

ります。

今後は岐阜県の職員として、また隣町の住人として、お許しいただければ友人として、海津市を見ていきたいというふうに思っております。本当にこの5年3カ月間、皆様には大変お世話になりました。海津市議会のますますの御発展と議員の皆様、中には私と同じように体調を崩された方もいらっしゃるようですので、健康には十分御留意されて海津市民のためにますます御活躍いただきますことをお祈りいたしまして、簡単ではございますが、退任に当たってのお礼のあいさつとさせていただきます。本当に本当にありがとうございました。

(拍手)

○議長（松岡光義君） 本当にお世話になりまして、ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（松岡光義君） これをもちまして、今定例会に提出されました案件はすべて議了いたしました。長い間、21日間という間でございますが、本当によく検討していただきまして、ありがとうございました。

これをもちまして、平成23年海津市議会第1回定例会を閉会します。本当に御苦労さんでございました。

(午前10時42分)

上記会議録を証するため下記署名する。

平成23年 3 月 17日

議 長 松 岡 光 義

署 名 議 員 星 野 勇 生

署 名 議 員 永 田 武 秀